

議第 14 号

岐阜県教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び
福祉の確保を図るために講ずる措置に関する規則の制定について

岐阜県教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保
を図るために講ずる措置に関する規則を次のように定めるものとする。

令和 2 年 3 月 19 日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 安 福 正 寿

(提案理由)

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部改正
を踏まえ、規則を制定する。

<根拠法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。)の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

「岐阜県教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置に関する規則」について

1 制定の趣旨

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例(以下、「給特条例」という。)の一部改正を踏まえ、規則の整備を行う。

2 規則案の背景・内容

○令和元年12月の給特法改正に伴い、本年3月18日に給特条例が改正された。本件規則は、改正後の給特条例に基づき、時間外在校等時間の上限等に関する方針を定めるもの。

○国の指針を踏まえ、主に以下の内容を規定。

(1) 上限時間

- ・月45時間 年360時間
(特別な場合 月100時間未満、年720時間)

(2) 上限を超えた場合の対応

- ・学校における業務、環境整備等の状況について検証する。

(3) その他

- ・措置に関する必要な事項は、教育長が定める。

3 施行日

令和2年4月1日

【参考】法律、指針、条例等の位置づけ

給特法：文部科学大臣が指針を定める旨を規定

指針（文部科学省告示）：教育職員の時間外在校等時間の上限、服務監督権を行なう教育委員会が上限時間等に関する方針を定める旨などを規定

県条例：県・市町村教育委員会が、上限時間等に関する方針を規則等において定め、教育職員の業務量の適切な管理等を行うことなどを規定

教育委員会規則：時間外在校等時間の上限(45h/月、360h/年。国と同水準。)等を規定

岐阜県教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置に関する規則をここに公布する。

令和二年二月 日

岐阜県教育委員会

教育長 安福正寿

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十七号。以下「条例」という。）第七条の規定に基づき、教育職員（条例第二条に規定する教育職員であつて、県が設置する学校に勤務するものに限る。以下同じ。）の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置に関する必要な事項を定めるものとする。

(時間外在校等時間の上限方針)

第二条 教育委員会は、教育職員の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針（令和二年文部科学省告示第一号）第3(1)に規定する在校等時間をいう。）から所定の勤務時間（条例第六条第一項各号に掲げる日以外の日における正規の勤務時間（同項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）が次に掲げる時間の範囲内となるよう、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- 一 一箇月について四十五時間
- 二 一年について三百六十時間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、次の各号に掲げる時間又は月数がそれぞれ当該各号に定める時間又は月数の範囲内となるよう、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- 一 時間外在校等時間 次に掲げる時間
 - イ 一箇月について百時間未満
 - ロ 一年について七百二十時間
- 二 一年のうち一箇月における時間外在校等時間が四十五時間を超える月数 六箇月

二 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外在校等時間の一箇月当たりの平均時間 八十時間

3 教育委員会は、教育職員の時間外在校等時間又は前項第一号若しくは第二号に掲げる月数若しくは時間が前二項に規定する時間又は月数を超えた場合には、当該教育職員が勤務する学校における業務、環境整備等の状況について、検証を行うものとする。

(委任)

第二条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に關し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十七号）新旧対照表

（新）

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十二条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。以下「給特法」という。）

第三条第一項及び第三項並びに第六条第一項の規定に基づき教育職員（市町村又は市町村の組合が設置する学校の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）第一条及び第二条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるほか、給特法第七条第一項に規定する教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に必要な事項を定めるものとする。

第二条から第六条まで 略

（教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置）

第七条 教育職員の服務を監督する教育委員会は、当該教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、給特法第七条第一項に規定する指針に基づき、当該教育委員会が定めるところにより、当該教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（旧）

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十二条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。以下「給特法」という。）

第三条第一項及び第三項並びに第六条第一項の規定により、教育職員（市町村又は市町村の組合が設置する学校の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）第一条及び第二条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定める

第二条から第六条まで 略

（教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置）

第七条 略

（附則）

附則 略

第八条 略

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針【概要】

○趣旨

- ・教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務。
- ・公立学校の教師については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠。
- ・このような状況を踏まえ、給特法第7条に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師の服務を監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針を定めるもの。

○対象の範囲

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会、及び同条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員全て

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園
教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」の中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用される。

○業務を行う時間の上限

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間在校等時間とする。

<基本とする時間>

○在校している時間

<加える時間>

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

<除く時間>

- ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ④休憩時間

○上限時間

- ①1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内
- ②1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、

1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内
(連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、かつ、超過勤務45時間超の月は年間6ヶ月まで)

○教育職員の服務を監督する教育委員会が講ずべき措置

- (1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（「上限方針」）を教育委員会規則等において定める。
- (2) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測。校外で職務に従事している時間も、教育職員の報告等によりできる限り客観的に計測。
計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
 - － 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
 - － 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 等
- (5) 上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施。 上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、所管内の各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。 等

○留意事項

(1) 上限時間について

- ・本指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
- ・本指針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきもの。決して、これらの削減方策を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみではならない。

(2) 虚偽の記録等について

- ・在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあつてはならない。

(3) 持ち帰り業務について

- ・本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。 上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、本指針の趣旨に反するものであり、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

(4) 都道府県等が講ずべき措置について

都道府県及び指定都市においては、服務監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(5) 文部科学省の取組について

文部科学省は、学校における働き方改革を進める上で前提となる学校の指導及び事務の体制の効果的な強化及び充実を図るための教育条件の整備を進める。 また、各都道府県及び指定都市における条例等の制定状況や、各服務監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表する。 等

○附則

この指針は、令和2年4月1日から適用する。